

税

ご存じですか
固定資産税・都市計画税
償却資産

固定資産税は、毎年1月1日（賦課期日）という現在に、固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有している人に課税されます。

このうち、償却資産とは事業の用に供する資産（機械、パソコン、陳列ケース、医療器具など）で、その減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に算入されるものをいいます。
注 取得価額10万円未満の償却資産は、原則として申告対象外です。

また、自動車税・軽自動車税の課税対象となるものは、申告対象から除かれます。家屋の所有者以外の人（テナントなど）がその事業のために取り付けた附帯設備など（電気設備、給排水設備、内装など）は、家屋と一体であっても償却資産とみなされ、取り付けた人（テナントなど）が納税義務者です。

問 課税課・土地係・家屋係
TEL 06・6992・1474

給与の年末調整

年末調整とは、サラリーマンなどの給与所得者を対象に、1年間の給与総額が確定する年末にその年の所得税を再計算し、それまでに源泉徴収していた税額との差額を還付または徴収する手続きです。

年末調整の内容は、勤務先からお住まいの市町村へ給与支払報告書として提出され、翌年の個人市府民税の課税資料となります。

年末調整を受けるには、「給与所得者の扶養控除等申告書」を勤務先へ提出していることが必要です。また、必要に応じて生命保険料・地震保険料などの控除や住宅借入金等特別控除（2年目以降）を申告する書類を提出する必要があります。

なお、医療費控除を受けたり、初めて住宅借入金等特別控除を受ける場合は、税務署（場合により市）へ申告書を提出する必要があります。

問 課税課・市民税係
TEL 06・6992・1456



消費税の届け出はお済みですか

個人事業者で、平成28年分から新たに消費税の課税事業者となる場合は「消費税課税事業者届出書」、平成28年から簡易課税制度を適用して申告する人は、12月31日（木）までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を、納税地の所轄税務署長にそれぞれ提出する必要があります。

問 門 眞 税 務 署
TEL 06・6909・0181

注 音声案内に従って最初に②番を押してください。

年末調整説明会

源泉徴収義務者は、送付済の案内状と関係書類を持参の上、出席してください。

時 11月20日（金）午後2時
場 守口文化センター
（エナジーホール）

問 門 眞 税 務 署
TEL 06・6909・0181

備 音声案内に従い、最初に②番を押してください。



大阪府からのお知らせ

個人事業税（第2期分）の納期限は11月30日（月）です。8月に送付済の納付書で納期限までに納付してください。

納付書が見当たらない場合は問い合わせください。

注 口座振替を利用している場合は、納付書は送付していません。また、年間の税額が1万円以下の場合、第2期分の納付書はありません。

個人事業税の納付用紙で、コンビニエンスストア収納用のバーコードが印刷されたもの（30万円以下のも）は、次の全国のコンビニエンスストアで納付できます。

サークルKサンクス、セブンイレブン、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ファミリーマート、ミニストップ、ヤマザキスペシャル、パートナショップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン
（五十音順）

納付には、便利で安心・安全な「口座振替」を利用してください。

問 大阪府北河内府税事務所
TEL 072・844・1331

市税は納期限内の納付を

固定資産税・都市計画税および個人市府民税（普通徴収）の第1〜3期分と軽自動車税の納期が過ぎています。納めていない人は、至急連絡してください。

また、固定資産税・都市計画税第4期分の納期は11月30日（月）です。納期までに近くの金融機関やコンビニエンスストアで納付してください。

口座振替（自動払込）を利用している人は、預金残高を確認してください。

問 納 税 課
TEL 06・6992・1851
1854

従業員の給与と支払報告書の提出

給与の支払者（事業主）には、原則として給与支払報告書の提出が義務付けられています。

市内在住の従業員がいる場合は、給与支払報告書（総括表を送付します）で連絡してください。

また、個人市府民税の特別徴収（給与天引き）にご協力ください。

問 課 税 課 ・ 市 民 税 係
TEL 06・6992・1456